

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第二十九号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「用度課長」を「総務事務課長」に改め、同項第二号中「用度課」を「総務事務課」に改める。

第六条第一項第一号中「用度課」を「総務事務課」に改める。

別表第一の三の項中「旅費のうち、広島市の県費負担教職員の旅費」を「旅費及び報酬のうち、広島市の県費負担教職員の旅費及び同市の非常勤講師の報酬」に改める。

別表第一の十四の項中

農業技術センター 総務課長						保健環境センター 総務企画部長
次長 農業技術センター	東部工業技術セン ターナ次長	東部工業技術セン ターナ次長	西部工業技術セン ターナ次長	食品工業技術セン ターナ次長	保健環境センター 総務企画部長	

を

農業技術センター 総務部長						保健環境センター 次長
次長 農業技術センター	東部工業技術セン ターナ次長	東部工業技術セン ターナ次長	西部工業技術セン ターナ次長	食品工業技術セン ターナ次長	保健環境センター 次長	

に改める。

	畜産技術センター 総務課長
	畜産技術センター 次長

畜産技術センター 総務部長	畜産技術センター 次長
------------------	----------------

別表第一の二の項委任事務の欄に次の二号を加える。

四 当該課で収納する情報公開条例の規定による行政文書の写しの交付、個人情報保護条例の規定による保有個人情報が記録されている行政文書の写しの交付及び情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定による意見書又は資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

別表第二の四の項中「総務局秘書広報部広報広聴課」を「総務局広報課」に改め、同項委任事務の欄中第二号を削り、同表の九の項中「土木局土木整備部土木整備管理課」を「土木局土木整備部道路河川管理課」に、「土木局空港港湾部港湾管理課」を「土木局空港港湾部港湾振興課」に、「都市局都市事業管理課」を「都市局都市環境課」に改め、同表の十七の項中「庁の課」を「庁（労働委員会事務局及び監査委員事務局を除く。）の課」に、

		選舉管理委員会事務局	監査委員事務局
梶毛ダム管理事務所	魚切ダム管理事務所	事務局長	監査委員事務局長
所長	所長		

を
に、
に改め、同

表に次のように加える。

土木局土木整備部土木整備 管理課	土木局空港港湾部港湾管理 課	都市局都市事業管理課
員	課出納員	都市局都市事業管理課出納

を

に改め、同表の五の項中

土木局土木整備部道路河川 管理課	土木局空港港湾部港湾振興 課	土木局都市環境課	土木局土木整備部道路河川 管理課出納員
都市局住宅課	都市局住宅課出納員	都市局都市環境課出納員	都市局空港港湾部港湾振興 課出納員

都市局住宅課	都市局住宅課出納員	都市局都市環境課出納員
都市局住宅課 教育委員会事務局教育部指 導第二課	都市局住宅課出納員 教育委員会事務局教育部指 導第二課出納員	都市局都市環境課出納員 教育委員会事務局教育部指 導第二課出納員

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

に改める。